

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	母子保健に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	三次市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施。 ②新生児の訪問指導の実施。 ③健康診査の実施。 ④妊娠の届出に関する事務。 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務。 ⑥妊産婦の訪問指導。 ⑦低体重児の届出に関する事務。 ⑧未熟児の訪問指導。 ⑨情報提供ネットワークシステムへの母子保健データ提供。 ⑩マイナポータルのお知らせ機能での通知
③システムの名称	(1)健康管理システム(母子保健) (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)マイナポータルサービス検索機能 (5)電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)母子保健ファイル (2)宛名基本ファイル (3)宛名履歴ファイル (4)中間サーバ	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条第1項 別表 第70項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第40条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号, 第10号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報提供の根拠) : 42, 80, 125の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第44条, 第82条, 第127条 (情報照会の根拠) : 96の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第98条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康推進課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部健康推進課(健康推進係) 電話:0824-62-6232
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で健康推進課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、対策を講じている。</p>

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業員に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている [十分である]
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施※1している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業員に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ※1_e-ラーニング

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	II-1	平成28年10月3日時点	平成29年5月10日時点	事後	
平成29年5月10日	II-2	平成28年10月3日時点	平成29年5月10日時点	事後	
平成29年5月10日	I-4-②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第3欄 26.56-2.87の項(別表第2における情報照会の根拠):第1欄 70の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第3欄 26.56-2.87の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第19条, 第30条, 第44条(別表第2における情報照会の根拠):第1欄 70の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第39条	事前	
平成29年5月10日	I-1-②	三次市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報に以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施。 ②新生児の訪問指導の実施。 ③健康診査の実施。 ④妊娠の届出に関する事務。 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務。 ⑥妊産婦の訪問指導。 ⑦低体重児の届出に関する事務。 ⑧未熟児の訪問指導。 ⑨情報提供ネットワークシステムへの母子保健データ提供。	三次市は、生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報に以下の事務で取り扱う。 ①保健指導の実施。 ②新生児の訪問指導の実施。 ③健康診査の実施。 ④妊娠の届出に関する事務。 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務。 ⑥妊産婦の訪問指導。 ⑦低体重児の届出に関する事務。 ⑧未熟児の訪問指導。 ⑨情報提供ネットワークシステムへの母子保健データ提供。 ⑩マイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	I-1-③	(1)健康管理システム(母子保健) (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ	(1)健康管理システム(母子保健) (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバ (4)マイナポータルサービス検索機能 (5)電子申請システム	事前	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成28年11月1日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	I-5-②	牧原 英敏	課長	事後	
平成30年10月23日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	II-1	平成29年5月10日時点	平成30年5月10日時点	事後	
平成30年10月23日	II-2	平成29年5月10日時点	平成30年5月10日時点	事後	
令和1年6月28日	表紙-公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	
令和1年6月28日	II-1	平成30年5月10日時点	令和1年5月10日時点	事後	
令和1年6月28日	II-2	平成30年5月10日時点	令和1年5月10日時点	事後	
令和1年6月28日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	IV-2		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-3		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-4		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-5		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-6		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-7		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	IV-8		[O]自己点検 [O]内部監査	事後	
令和1年6月28日	IV-9		特に力を入れて行っている	事後	
令和2年7月31日	表紙-公表日	令和1年6月28日	令和2年7月31日	事後	
令和2年7月31日	I-7	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月31日	Ⅱ－1	令和1年5月10日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ－2	令和1年5月10日時点	令和2年5月1日時点	事後	
令和3年7月2日	表紙－公表日	令和2年7月31日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－1	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－2	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年12月27日	表紙－公表日	令和3年7月2日	令和3年12月27日	事後	
令和3年12月27日	I－4－②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第7号 別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年7月6日	表紙－公表日	令和3年12月27日時点	令和4年7月6日時点	事後	
令和4年7月6日	Ⅱ－1	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年7月6日	Ⅱ－2	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年8月21日	Ⅱ－1	令和4年6月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年8月21日	Ⅱ－2	令和4年6月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年8月21日	表紙－公表日	令和4年7月6日	令和5年8月21日	事後	
令和6年12月9日	表紙－公表日	令和5年8月21日	令和7年1月24日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I-1-3	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表第一 第49項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第40条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 7号, 第8号, 第9号, 第10号 	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第9条第1項 別表 第70項 <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第40条第1号, 第2号, 第3号, 第4号, 第5号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号, 第10号 	事後	
令和6年12月9日	I-1-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>第19条第8号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠)</p> <p>:第3欄 26.56-2.87の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第19条, 第30条, 第44条(別表第2における情報照会の根拠)</p> <p>:第1欄 70の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第39条</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表(情報提供の根拠)</p> <p>: 42, 80, 125の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第44条, 第82条, 第127条(情報照会の根拠)</p> <p>:96の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第98条</p>	事後	
令和6年12月9日	IV-2	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-3	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-4	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-5	特に力を入れている	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	IV-6	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-7	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-8		十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-8		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で健康推進課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、対策を講じている。	事後	
令和6年12月9日	IV-10	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-11		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月9日	IV-11		十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-11		毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施※1している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ※1_e-ラーニング	事後	
令和6年12月9日	II-1	令和5年8月1日時点	令和6年12月9日時点	事後	
令和6年12月9日	II-2	令和5年8月1日時点	令和6年12月9日時点	事後	